

教 研 第 3 7 2 号  
平成 1 7 年 1 0 月 7 日

各県立学校長 様

教 育 長

学校ホームページの適正な管理運用について（通知）

現在、各学校において学校ホームページを活用し、学校活動や教育の成果等の情報をインターネット上に発信していただいているところですが、先般、一部の学校において学校ホームページの管理運用に極めて不適切な取扱いがなされておりました。

については、各学校の学校ホームページの管理運用については、別添『「学校間総合ネット」利用規定』及び『Webホスティングサービス利用要領』等を厳守し、適正な管理運用の徹底に努めていただきますよう願います。

教育委員会研修管理課情報教育推進室  
担 当 情報基盤チーフ 長屋千秋  
TEL:058-271-3457 FAX:058-276-6774

## 「学校間総合ネット」利用規定

### (目的)

第1条 この規定は、教師及び児童・生徒が安心・快適・簡単に教育情報を収集・発信・共有したり、協働して教育活動ができるよう、県立学校のみならず市町村立学校・私立学校を含めたイントラネットを構築し、教育の情報化を図るため、岐阜県教育委員会が運用する「学校間総合ネット」の利用規則を学校間総合ネット情報セキュリティポリシーに基づいて定めることを目的とする。

### (利用対象機関および適用する事業)

第2条 「学校間総合ネット」の利用対象機関は、学校教育法第1条で定められている岐阜県内の教育機関及び岐阜県教育委員会が認める教育機関とする。

- 2 県立学校において本規定が適用される事業は別表1のとおりとする。
- 3 前項の他、研修管理課以外の事業により整備されたコンピュータについては所属長からの申請により許可する。
- 4 市町村立の教育機関による接続は、当該教育委員会からの申請により許可する。
- 5 私立の教育機関からの接続は、担当課（室）からの申請により許可する。

### (利用できる情報)

第3条 「学校間総合ネット」上で利用できる情報は、教育活動及び教育研究のためのものとする。

- 2 「学校間総合ネット」で利用可能なサービスの提供拠点として、岐阜県総合教育センター情報教育推進室（岐阜市則武）にデータセンターを置く。
- 3 データセンターは、別表2に示すサービスを実施するものとする。
- 4 利用対象機関がデータセンターの提供するサービスを利用する場合には、情報教育推進室長が定める要領に従わなければならない。

### (禁止事項)

第4条 利用対象機関が別表3に示す禁止行為を行った場合には、岐阜県教育委員会は「学校間総合ネット」の利用を停止することができる。

- 2 岐阜県教育委員会は、通信内容が別表3に該当する行為を確認したとき、利用対象者に通知することなくその情報を削除することができる。

### (個人情報の保護)

第5条 「学校間総合ネット」を通じて、児童生徒の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を得るものとする。また、教職員の個人情報を発信する場合は本人の同意を得るものとする。

#### 附 則

この規定は、平成14年5月30日から施行する。

#### 附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規定は、平成16年4月30日から施行する。

#### 附 則

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

## Webホスティングサービス利用要領

### 1 本要領の目的

本要領は岐阜県教育委員会が定める「学校間総合ネット利用規定」に基づき、ホームページによる学校の情報発信に必要なWebホスティングサービスの円滑な運用及びセキュリティ確保に関する事項を定めるものである。

### 2 Webホスティングサービスの管理について

Webホスティングサービスの管理運用は、岐阜県教育委員会研修管理課情報教育推進室（以下管理者という）が行う。

#### (1) 利用対象機関

Webホスティングサービスを利用する場合には、所属長または岐阜県教育委員会に所属する組織・団体等の長による利用申請（第5号様式）を情報教育推進室長に提出し、利用が認められた場合にWebアカウントが発行される。但し、県立学校の公式Webページ公開用の1アカウントについては利用申請を必要としない。

#### (2) Webコンテンツの内容

Webホスティングサービスで提供するコンテンツの内容は、所属長または組織・団体等の長が管理するものとする。

#### (3) パスワード

Webホスティングサービスの初期パスワードは管理者が発行し通知する。パスワードの変更等については、所属長または組織・団体等の長が管理し、情報の漏洩が発生しないように取り扱うこと。

#### (4) パスワードの紛失

Webホスティングサービスのパスワードを紛失した際は、所属長または組織・団体等の長によるパスワード再登録申請（第6号様式）を情報教育推進室長に提出すること。

### 3 禁止する行為

- ・「学校間総合ネット」利用規定第5条に反する情報の発信及び利用行為。
- ・本人及び保護者の同意を得ないで児童生徒の個人情報発信する行為。また、教職員本人の同意を得ずに個人情報を発信する行為。
- ・児童生徒及び教職員又は第三者の著作権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権等の知的財産権、並びに肖像権等の人格権の侵害行為。
- ・児童生徒及び教職員又は第三者への誹謗、中傷行為。
- ・他の利用者または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為。
- ・「学校間総合ネット」のサービスに支障をきたすおそれのある行為。
- ・公序良俗に違反するもの、もしくは違反するおそれのある行為。
- ・その他管理者が不相当と判断した行為。

### 4 Webホスティングサービスの中断、停止

以下に該当する場合、管理者が事前に通告または承諾を得ることなく、サービスの一部もしくは全てを一時中断、または停止する場合がある。

- ・システムの定期保守、更新の場合
- ・火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難と判断した場合
- ・その他、不測の事態が発生した場合

(第5号様式)

文書番号  
平成 年 月 日

岐阜県教育委員会  
研修管理課 情報教育推進室長 様

所属長 印

Webホスティングサービスの利用について（申請）

教育利用目的に必要な下記の内容について、登録を願います。

記

設定を希望するWebサイトの概要	
教育利用の目的	
閲覧の対象者	インターネットと学校間総合ネット内の双方 ・ 学校間総合ネット内のみ
Webサイトの責任者	
備考	

担当者名 \_\_\_\_\_ 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
送付先 研修管理課  
情報教育推進室担当宛 E-mail staff@gifu-net.ed.jp

(第6号様式)

文書番号  
平成 年 月 日

岐阜県教育委員会  
研修管理課 情報教育推進室長 様

所属長

Webホスティングサービスのパスワード再登録について（申請）

下記のアカウトについて、パスワードの再登録を願います。

記

Webアカウント名 (※1)	
URL (※2)	
再登録を必要とする理由 (※3)	

(※1) Webサイトにログインするときの名称を記入してください。

(※2) ホームページのアドレスを記入してください。

(※3) 具体的な紛失理由について記入してください。

送付先 研修管理課  
情報教育推進室担当宛 E-mail staff@gifu-net.ed.jp

別表1 (第2条関係)

事業名	担当課	対象実施年度
県立学校教育情報ネットワーク端末機充実費	研修管理課	H12
県立学校校内LAN整備事業	研修管理課	H12～H16
学校間ネットワーク管理運営事業	研修管理課	H14
校内LANアクセス用パソコン整備事業	研修管理課	H12～H14
岐阜県型学校間ネットワーク整備事業	研修管理課	H13
教室内LAN(教育用パソコン)整備事業	研修管理課	H12、H14
特殊教育諸学校情報機器整備事業	学校支援課	H13～H16
特殊教育諸学校マルチメディアパソコン整備事業	学校支援課	H9～H15
電子計算機借上・電子計算機購入事業	学校支援課	H9～H16
遠隔学習システム整備事業	研修管理課	H14
通信制高等学校情報化推進パイロット事業	研修管理課	H14
県立学校情報環境整備推進モデル事業	研修管理課	H14、H15
学習支援用コンピュータ整備事業	研修管理課	H15

別表2 (第3条関係)

名称	内容
教職員用電子メール	岐阜県内の教職員用電子メールの管理・運用
開放型学校メール	岐阜県内の公立学校の電子メールの管理・運用
学校用グループウェア	学校用グループウェアの管理・運用(県立のみ)
Webプロキシサービス	インターネット接続及び有害情報のフィルタ機能の提供
Webホスティングサービス	県立学校のWebページ作成領域の提供
コンピュータウイルス対策	コンピュータウイルス除去機能の提供
教育用コンテンツの提供	教育用コンテンツの蓄積・配布・流通
校内LAN運用支援	校内LANの運用に関する支援
オールインワンサーバの管理	オールインワンサーバの利用に関する支援
ヘルプデスクサービス	常駐SEの電話・メールによるヘルプサポート

別表3 (第4条関係)

「学校間総合ネット」で利用を禁止する行為
著作権、個人情報保護条例等、法令に違反する行為
営利を目的とする行為
破壊等の目的でシステムに故意に侵入する行為
公序良俗に反すると認められる行為
ウィルスの侵入など、システムに損害を与えると判断される行為
私的利用目的と認められる行為